

六甲山の自然とイワクラを守る会
会長 和田憲一 様

都市局都市計画課長
文化スポーツ局文化財課長

要望に対する回答

2026年4月3日付「六甲山の自然とイワクラの保護・保全に関する要望書」(2026年7月21日收受)につきまして、下記の通り回答いたします。

1. 六甲山における大規模開発および小規模開発について、自然環境への影響を十分に検証し、慎重な判断を行うこと。特に、森林伐採や土地改変を伴う事業については、六甲山の自然環境を将来にわたって保全するため、環境保全を最優先とする基準等を明確に示し、厳格に適用すること。

(回答)

都市計画法の開発許可制度においても技術基準のなかで、開発規模によって樹木の保存等の措置についての基準を定め、この基準を満足しなければ許可されません。

なお、当該インターナショナルスクールの開発については、基準を満足しており、令和8年3月4日付で、都市計画法第29条の開発に係る許可をしております。

さらに、六甲山は国立公園であることから、森林伐採、土地改変および建築物の建築を伴う事業においては、「自然公園法」、「砂防法」、「景観の形成に関する条例、風致地区地区内における建築物等の規制に関する条例」、「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」などの多数の関係法令により、自然環境や景観の保全の観点から他の地区より厳しい基準が定められております。

2. 私たちの先祖が大切に守り伝えてきた、かけがえのない文化的遺産であるイワクラが消失することのないよう、その保存と継承に向け、万全の対策を講じること。

(回答)

神戸市では、法と条例に基づき27件の文化財を史跡として指定等を行い、その保護を図っています。この中には、市指定史跡「再度山大龍寺磨崖梵字岩」のような信仰にかかるものもあります。いずれも、加工痕跡などがあり、人間活動とのつながりが明らかなものです。また、巨石の露頭がみられる保久良神社遺跡が埋蔵文化財包蔵地として保護の措置がなされています。六甲山中にはこれら以外にも花崗岩の巨石の露頭が多く、磐座として信仰された可能性はあります。今後、磐座と考えられるような明らかな根拠が発見された場合、調査の上保護の対象となる可能性はあります。しかし、現状として、これらの巨石については、信仰など人間活動を示す明らかな痕跡はありませんので、指定等文化財や埋蔵文化財包蔵地として保護をする対象にはなっておりません。

以上

【担当】

(要望項目1) 都市局都市計画課

TEL 078-984-0385

(要望項目2) 文化スポーツ局文化財課

TEL 078-322-5799